

# 重度心身障害者医療費助成制度受給者の方へ

以下のような場合には、手続きが必要です。

届出がない場合は、助成金の支給が保留となることがあります。

手続する内容	必要な書類（※コピー可）
① 住所を変更した場合	住民票など変更したことがわかる書類
② 氏名を変更した場合	戸籍謄本など変更したことがわかる書類
③ 加入している健康保険が変わったとき	加入している健康保険の資格情報がわかるもの （マイナポータルの保険情報画面、資格確認書 等）
④ 助成金の振込先を変更するとき	新しく振込先とする金融機関の口座番号等がわかるもの
⑤ 静岡市外に転出するとき	転出先の自治体が確認できる書類
⑥ 受給者が亡くなったとき	相続人代表者の振込先金融機関の口座番号等がわかるもの 受給者の相続人であることがわかるもの（戸籍等）
⑦ 生活保護が開始 または廃止となったとき	生活保護受給証明書
⑧ 子ども医療制度に加入 または資格喪失したとき	子ども医療費受給者証

交通事故など第三者の行為で負傷し、治療を受ける場合にはご相談ください。

<必ずご用意していただくもの>

- ・ 重心医療受給者証（黄色）
- ・ 身体障害者手帳 ・ 療育手帳

裏面に続きます

## 健康保険からお金が戻ってきた場合は、 資料を提出してください

医療費が高額（21,000円以上）となり、健康保険組合で高額療養費や付加給付の支給対象となる場合には必ず健康保険組合に申請してください。

※高額療養費・付加給付の有無は健康保険組合にご確認ください。

※静岡市国民健康保険、後期高齢者医療保険にご加入中の方は、申請不要です。

支給を受けた場合には、健康保険組合から支給額がわかる資料（決定通知書等）の写しを提出してください。

提出は、以下①～③いずれかの方法でお願いします。

- ① 窓口及び郵送にて書面で提出（区役所）
- ② 静岡市HP（重度心身障害者ページ）から電子で提出
- ③ QRもしくはURLから電子で提出

(QR)



(URL)

<https://logoform.jp/form/79j2/ketteituuti>

資料をご提出いただけない場合は、

医療費助成金の支給が保留となることがあります。

### 提出先

- |             |            |                |
|-------------|------------|----------------|
| ○ 葵区障害者支援課  | （葵区役所 2階）  | ☎:054-221-1099 |
| ○ 駿河区障害者支援課 | （駿河区役所 1階） | ☎:054-202-5818 |
| ○ 清水区障害者支援課 | （清水区役所 1階） | ☎:054-354-2106 |
| ○ 清水区蒲原出張所  | （蒲原支所 1階）  | ☎:054-385-7790 |